4.4.・4.4.1.　（略）

4.4.2.　取り付ける灯火等の性能

側方照射灯は、協定規則第119号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第44条ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.4.3.～4.6.7.2.　（略）

4.6.7.3.　複数の方式による点灯が可能な方向指示器は、作動中にその方式が変更されるものであってはならない。

4.6.7.4.　4.6.4.2.後段の規定により自動車の後面に追加で備える方向指示器は、4.6.4.2.前段の規定により自動車の後面に備えなければならない方向指示器と同一の方式により点灯するものでなければならない。

4.6.8.　（略）

4.6.8.1.　自動車には、自動車の前面及び後面に備える方向指示器の点灯操作状態及び点灯状態が正常であるか否かを運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態・作動状態表示装置であって光又は音若しくはその組合せによるものを備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器の作動状態を確認できる自動車にあっては、この限りでない。点灯操作状態・作動状態表示装置は、協定規則第６号改訂版補足第28改訂版の規則6.2.2.に従って発せられる信号の入力により作動するものとする。

4.6.8.2.～4.8.　（略）

4.8.1.　備付け

自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、幅800㎜以下の自動車並びに最高速度40㎞／ｈ未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあってはこの限りではない。

非常点滅表示灯は、方向指示器と兼用式であり、かつ、4.6.に規定する全ての方向指示器が同時に作動することにより点滅光を発するものでなければならない。この場合において、自動車の前面及び後面に備える非常点滅表示灯は、それぞれの面において全て同一の方式により点灯するものでなければならない。

4.8.2.～4.10.1.　（略）

4.10.2.　取り付ける灯火等の性能

番号灯は、協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第49条第１項第１号ただし書及び同項第２号ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.10.3.～4.23.1.　（略）

4.4.・4.4.1.　（略）

4.4.2.　取り付ける灯火等の性能

側方照射灯は、協定規則第119号の技術的な要件（同規則改訂版補足第４改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第44条ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.4.3.～4.6.7.2.　（略）

（新設）

（新設）

4.6.8.　（略）

4.6.8.1.　自動車には、自動車の前面及び後面に備える方向指示器の点灯操作状態及び点灯状態が正常であるか否かを運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態・作動状態表示装置であって光又は音若しくはその組合せによるものを備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器の作動状態を確認できる自動車にあっては、この限りでない。点灯操作状態・作動状態表示装置は、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版6.2.2.に従って発せられる信号の入力により作動するものとする。

4.6.8.2.～4.8.　（略）

4.8.1.　備付け

自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、幅800㎜以下の自動車並びに最高速度40㎞／ｈ未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあってはこの限りではない。

非常点滅表示灯は、方向指示器と兼用式であり、かつ、4.6.に規定する全ての方向指示器が同時に作動することにより点滅光を発するものでなければならない。

4.8.2.～4.10.1.　（略）

4.10.2.　取り付ける灯火等の性能

番号灯は、協定規則第４号の技術的な要件（同規則改訂版補足第17改訂版の規則5.、6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第49条第１項第１号ただし書及び同項第２号ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.10.3.～4.23.1.　（略）